

（制動灯）

**第247条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の4第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.5.（種別S1、S2及びMSに係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.5.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の4第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。